



# みなさんと党区議団の運動で 第2ランク(一定の要件を満たす)の軽減策実

## 介護保険料・利用料の軽減の申請受付中

昨年十月から港区独自の介護保険料・利用料の軽減を実施を決め、二月二十八日まで、その申請を受け付け中です。

党区議団は、代表質問など機会あるごとに減免制度の実施を要求してきました。また、党区議団は、昨年の第一回定例区議会に「減免条例」提案を準備し、各会派に協力を要請するなど、だれもが安心できる介護保険にするためがんばってきました。

地域からは四団体から「減免制度を求める請願」(継続扱い中)が提出されるなど運動が広がりました。

「減免は実施しない」と言い続けた区長の態度を変えさせたのは、区民のみなさんと党区議団の運動の成果です。

### 保険料軽減の対象になる人は、

第一号保険者(六五才以上)の方で所得段階が第二段階の人(世帯全員の区民税が非課税)で、次の要件を満たしている方です。

### 〔保険料〕

世帯の収入額が生活保護基準額の概ね一・一五倍

一人世帯 約113万円(年間収入)

二人世帯 約170万円(年間収入)

預金額が三百万円以下、

課税されている人に扶養されていないこと、

介護保険料を滞納していない人。

保険料は月額二千二百九十円を軽減し千五百二十円と第一段階と同額の保険料になります。

### 〔利用料〕

利用料は一ヶ月当たり一万五千元(第一段階の負担上限額)を超え、二万四千六百元(第二段階の負担上限額)以下の負担分について二分の一の助成(最高額四千八百円)となります。これまでどおり二万四千六百円を越えた分は、全額高額介護サービス費として支給されます。

### 減免を受けるには申請が必要

現在申請受付がはじまりました。二月二十八日までが受付期間です。制度が複雑です。どんなことでも気軽に相談ください。

### 実態に見合う減免制度の実現を

しかし、今回の軽減策の対象者は第二段階のごく一部の人のみで、区で推計でも六百人程度にすぎません。予算規模も八百万円程度です。

党区議団は、生活実態や、介護実態に見合う軽減策の実現にむけ、みなさんと一緒に運動をすすめていきます。